

新町・古町地区の城下町の風情を感じられる町並みづくり事業について

城下町の風情を感じられる町並みづくりを進めるため、ガイドラインの策定を行い、本市では、平成24年度（2012年度）から新町・古町地区内において、外観の修景の経費に対し、助成事業を開始している。代表的な通りでは、新町・古町地区住民に町並み協定を締結していただき、モデル街区として認定している。

城下町の風情を感じられる町並みづくりガイドライン

ガイドラインとは・・・

地域と熊本市が協働で町並みづくりに取り組んでいくため、町並みづくりの基本方針や保存・修景基準等を定めたもの。地域と協働で検討し、熊本市がとりまとめ策定する。

ガイドラインの構成

- ①町並みづくりの基本方針
- ②町並みづくりの保存・修景基準
- ③町並み協定締結への取り組みについて

内容（抜粋）

①町並みづくりの基本方針

- ・城下町の歴史を感じさせる新町・古町の町屋を大切にしたい
- ・住民の心づかいで、城下町の風情を感じられる町並みを育てたい
- ・古いものと新しいものが調和する町並みを創っていききたい

②町並みづくりの保存・修景基準



勾配屋根とし、切妻平入りを原則とする。日本瓦とする。

1階に庇をつける。

窓は、格子・虫籠窓などの伝統的様式とする。

屋外広告物は、町並みに調和したものとする。また、色調は、町並みに調和する落ち着いたものを原則とする。

壁面は町並みにそそえ、木・石・漆喰などの伝統素材またはそれらと調和したものとする。



城下町の風情を感じられる町並みづくり助成金交付要綱

ガイドラインに定める町並みづくりの基本方針や保存・修景基準に則り町並み協定を締結し市長の認定を受けた地区で、町屋や一般建造物の外観の保存・修景を行う者に対し、熊本市がその経費の一部を助成するために必要な事項を定めたもの。

対象地区

新町・古町

助成対象行為

要綱で定める基準に沿って行う良好な外観の保存・修景に係る調査設計・工事

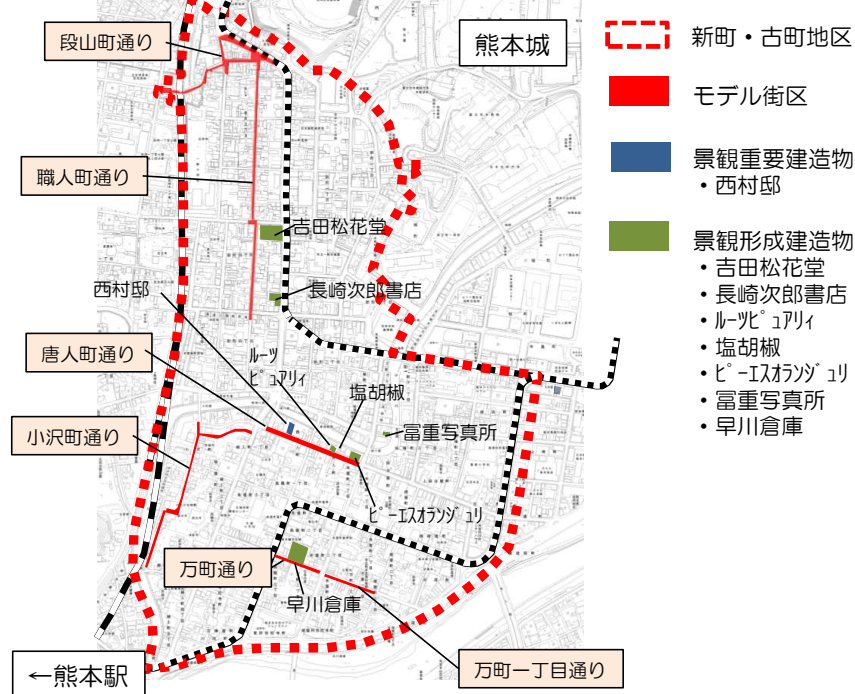
助成対象者

伝統的様式建造物の所有者等
一般建造物の所有者等の場合にあっては、認定協定締結者

助成率・限度額

助成区分	助成率	助成金限度額
町屋等	2分の1	150万円※300万円
モデル街区の一般建造物	2分の1	150万円

※モデル街区内の町屋等で所有者が市長認定の町並み協定の締結者である場合



これまでの取り組み

- 平成23年度（2011年度）
■町並みづくり協議会（全3回7月～10月）
■ガイドライン策定（3月）
■助成金交付要綱制定（3月）
- 平成24年度（2012年度）
■助成事業開始（4月）
助成箇所：10箇所
■モデル街区認定 4箇所
・万町通り（4月26日）
・小沢町通り（月.21日）
・唐人町通り（5月21日）
・段山町通り（7月26日）
- 平成25年度（2013年度）
■助成箇所：5箇所
■モデル街区認定 1箇所
・万町一丁目通り（4月30日）
- 平成26年度（2014年度）
■助成箇所：8箇所
- 平成27年度（2015年度）
■助成箇所：3箇所
- 平成28年度（2016年度）
■助成箇所：4箇所
■モデル街区認定 1箇所
・職人町通り（11.15）
- 平成30年度（2018年度）
■助成箇所：2箇所
- 令和2年度（2020年度）
■助成箇所：1箇所
- 令和3年度（2021年度）
■助成箇所：1箇所
- 令和4年度（2022年度）
■助成箇所：1箇所
- 令和5年度（2023年度）
■助成箇所：2箇所
- 令和6年（2024年）4月1日現在
助成箇所累計 37箇所
モデル街区認定 6箇所